

# 中野署管内における第13次労働災害防止推進計画

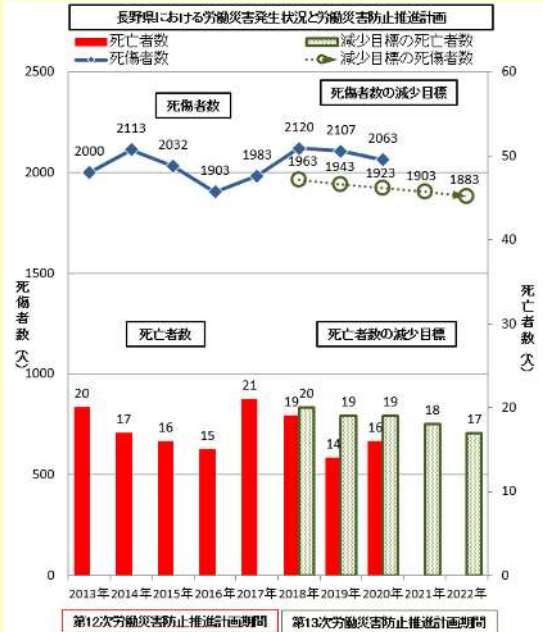
～働く方々一人一人が安心して健康に働くことができる職場の実現のために～

「第13次労働災害防止推進計画」は、働く方々の一人一人はかけがえのない存在であり、働く場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、労働行政、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた、2018年度～2022年度までの5年間計画です。中野労働基準監督署では、「当署管内における第13次労働災害防止推進計画」を策定し、その取り組みを推進しているところですが、2020年は目標達成に至らなかったため、計画後期となる2021年度は目標達成に向けてより一層の労働災害防止対策を推進してまいります。

## 長野県における第13次労働災害防止推進計画の目標

【計画期間 2018年度から2022年度までの5か年間】

全体	産業全体	死亡者数15%以上減少
		死傷者数5%以上減少(注2)
重点業種	建設業、製造業、林業	死亡者数を15%以上減少
	小売業、社会福祉施設、飲食店及び陸上貨物運送事業(注5)	死傷年千人率5%以上減少(注3)
その他	メンタルヘルス取組事業場	75%以上(注4)
	ストレスチェックの集団分析の活用	集団分析取組事業場割合85%以上
	第三次産業及び陸上貨物運送事業(注5)の腰痛対策	腰痛の死傷年千人率5%以上減少
	熱中症	死亡者を発生させない



## 中野署管内における第13次労働災害防止推進計画の目標

【計画期間 2018年度から2022年度までの5か年間】

全体	産業全体	死亡者毎年0人、死亡者総数を前計画期間中の50%以上減少(3人以下)
		死傷者数5%以上減少(注2)(194人以下)
重点業種	建設業、製造業、林業	死亡者毎年0人
	製造業	死傷者数を12%以上減少(注2)(54人以下)
	運輸貨物業(注5)	死傷者数を15%以上減少(注2)(22人以下)
	第三次産業(小売業・社会福祉施設・旅館業等)	死傷者数を19%以上減少(注2)(65人以下)
その他	メンタルヘルス取組事業場	70%以上(注4)
	ストレスチェックの集団分析の活用	集団分析取組事業場割合90%以上
	腰痛対策	腰痛の死傷者数を8人未満(注2)
	熱中症	死亡者を発生させない



# 計 画 の 重 点 事 項

推進計画の目標を達成するため、以下の8項目を重点として取組みます

<p><b>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進</b></p>	<p><b>過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業における墜落・転落災害等の防止</li> <li>・製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害等施設、設備、機械等に起因する災害等の防止</li> <li>・林業における伐木・チェーンソー等作業の安全対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における健康確保措置の推進</li> <li>・過重労働による健康障害防止対策の推進</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進</li> <li>・パワーハラスメント対策の推進</li> </ul>
<p><b>就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進</b></p>	<p><b>疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次産業対策、陸上貨物運送事業対策</li> <li>・転倒災害の防止、冬季特有の凍結・積雪・寒冷を原因とする労働災害の防止、腰痛の予防、熱中症の予防、交通労働災害対策</li> <li>・非正規雇用労働者等の労働災害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進</li> <li>・疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり</li> </ul>
<p><b>化学物質等による健康障害防止対策</b></p>	<p><b>企業・業界単位での安全衛生の取組の強化</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質による健康障害防止対策</li> <li>・リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善の推進</li> <li>・石綿による健康障害防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業のマネジメントへの安全衛生の取込</li> <li>・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用</li> <li>・「信州・危険の『見える化』推進運動」・「信州・春の安全衛生教育推進運動」の推進</li> </ul>
<p><b>安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進</b></p>	<p><b>国民全体の安全・健康意識の高揚等</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を図るなど、安全衛生管理組織の強化を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施</li> </ul>

## 長 野 労 働 局 独 自 の 運 動 を 推 進 し て い ま す

<p><b>信州・危険の「見える化」推進運動</b></p>	<p>職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント等の自主的取組の普及促進を進めることにより、労働災害防止を図る運動です。リスクアセスメントを組み込んだ「年間安全衛生計画」等の策定を進めるとともに、4S活動、危険予知(KY)活動の普及も進めています。</p>
<p><b>信州・春の安全衛生教育推進運動</b></p>	<p>春には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。「セーフティ・ファースト - 安全第一」の考え方を浸透し、地域全体の安全衛生意識の向上により、労働災害防止を図る運動です。</p>

(注1)「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条の規定により、厚生労働大臣が策定します。長野労働局では、この計画を踏まえ、推進計画を策定しました。  
 (注2)死傷者数は、死亡された方と休業4日以上となられた方の合計です。  
 (注3)死傷年千人率は、1000人当たりの死傷者数です。  
 (注4)メンタルヘルスで取り組む8項目(右参照)のうち、4項目に取組む事業場の割合です。  
 (注5)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業が該当します。「運輸貨物業」は、上記に加え、その他の運輸交通業(ハイヤー・タクシー業、バス業、索道業等)が該当します。

**【メンタルヘルスの取組の8項目】**

衛生委員会等での調査審議	管理監督者への教育研修の実施
心の健康づくり計画の策定	労働者からの相談体制の整備
事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任	職場復帰支援体制の整備
労働者への教育研修の実施	ストレスチェックの実施

メンタルヘルス対策の支援事業を、長野産業保健総合支援センターにおいて実施しておりますのでご活用ください(無料)。  
 (長野産業保健総合支援センター 026-225-8533)

本件に関しましては、中野労働基準監督署 監督・安衛課 安全衛生係(0269-22-2105)までお問い合わせください。

